

監 第 3 2 号

令和8年8月17日

雲南市長 石 飛 厚 志 様

雲南市監査委員 坂 本 偉 健

雲南市監査委員 中 村 辰 眞

令和7年度雲南市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和8年7月24日付財政第54号で審査に付された事項について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 度

雲南市財政健全化審査意見書

雲 南 市 監 査 委 員

目 次

第1 審査の種類	1
第2 審査の対象	1
第3 審査の実施場所及び期間	1
第4 審査の着眼点及び主な実施内容	1
第5 審査の結果	2
健全化判断比率	2
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	3
(3) 実質公債費比率	4
(4) 将来負担比率	6
第6 まとめ	8
第7 審査意見	9

(注) 1 文中及び各表中の数値、比率は原則表示単位未満を四捨五入し、単位未満の数値を調整した。

2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「0.0」・・・該当数値はあるが単位未満のもの 「－」・・・該当数値のないもの

令和 7 年度 雲南市財政健全化審査意見

第 1 審査の種類

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項）
 なお、この審査は雲南市監査基準に準拠して実施した。

第 2 審査の対象

- 1 令和 7 年度 健全化判断比率
 - (1)実質赤字比率
 - (2)連結実質赤字比率
 - (3)実質公債費比率
 - (4)将来負担比率
- 2 算定の基礎となる事項を記載した書類

算定対象会計

普通会計	一 般 会 計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	農業労働災害共済事業特別会計				
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険事業特別会計			
			後期高齢者医療事業特別会計			
	公 営 企 業 法適用	水道事業会計				
		病院事業会計				
		下水道事業会計				
	一部事務組合		島根県市町村総合事務組合			
島根県後期高齢者医療広域連合						
雲南広域連合						
雲南市・飯南町事務組合						
地方公社 第三セクター等		雲南市土地開発公社				
		島根県住宅供給公社				

第 3 審査の実施場所及び期間

実施場所：雲南市役所会議室

期 間：令和 8 年 7 月 2 4 日から令和 8 年 8 月 1 7 日まで（2 5 日間）

第 4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が
 適正に作成されているかどうかを主眼とし、担当課から説明を受け実施した。

第5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であると認めた。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

健全化判断比率

令和7年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％、ポイント)

健全化判断比率	令和7年度	令和6年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	—	12.62	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	—	17.62	30.00
③ 実質公債費比率	10.7	11.1	△0.4	25.0	35.0
④ 将来負担比率	81.9	88.1	△6.2	350.0	—

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果、該当の数値はない。

実質公債費比率は、10.7％で、前年度に比べ0.4ポイント低下しており、早期健全化基準（25.0％）、財政再生基準（35.0％）を下回っている。

将来負担比率は、81.9％で、前年度に比べ6.2ポイント低下しており、この比率についても早期健全化基準（350.0％）を下回っている。

雲南市の比率は、いずれも国の定める適正基準の範囲内である。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\Delta \text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 早期健全化基準 12.62％
(団体・年度ごとに算定)
- ・ 財政再生基準 20.00％

雲南市の一般会計等の実質収支額は464,243千円の黒字となっているため、該当しない。

一般会計等の実質収支額の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	増減額	増減率
一般会計	464, 225	392, 442	71, 783	18. 3
農業労働災害共済事業特別会計	18	12	6	50. 0
合計	464, 243	392, 454	71, 789	18. 3

標準財政規模の内訳

(単位：千円、%)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	増減額	増減率
標準税収入額等	5, 242, 986	5, 204, 716	38, 270	0. 7
普通交付税額	12, 301, 061	11, 909, 304	391, 757	3. 3
臨時財政対策債	0	35, 078	△35, 078	皆減
合計（標準財政規模）	17, 544, 047	17, 149, 098	394, 949	2. 3

標準財政規模（標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債の合計額）は 17,544,047 千円で、前年度に比べ 394,949 千円（2.3%）の増加となっている。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\Delta \text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・早期健全化基準 17.62%
(団体・年度ごとに算定)
- ・財政再生基準 30.00%

連結実質収支額は 4,697,842 千円の黒字となっているため、該当しない。

各会計の実質収支額及び資金剰余額

(単位：千円、%)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	増減額	増減率
一般会計等	464, 243	392, 454	71, 789	18. 3
国民健康保険事業特別会計	14, 212	19, 897	△5, 685	△28. 6
後期高齢者医療事業特別会計	13, 711	13, 271	440	3. 3
水道事業会計	1, 683, 420	1, 585, 322	98, 098	6. 2
工業用水道事業会計※	—	19, 641	△19, 641	—
病院事業会計	2, 042, 681	2, 364, 230	△321, 549	△13. 6
下水道事業会計	479, 575	348, 846	130, 729	37. 5
合計	4, 697, 842	4, 743, 661	△45, 819	△1. 0

※工業用水道事業会計は、令和6年度末をもって廃止。

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもので、比率は次の算式により3ヵ年平均で算出する。

- ・早期健全化基準 25.0%
- ・財政再生基準 35.0%

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B} - (\text{特定財源 C} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 D})}{\text{標準財政規模 E} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 D}} \times 100$$

実質公債費比率は、次表のとおりである。

(単位：％、ポイント)

区 分	令和7年度	令和6年度	増減
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	10.7	11.1	△0.4

3ヵ年平均の実質公債費比率は10.7％で、前年度に比べ0.4ポイント低下しており、早期健全化基準(25.0％)を下回った数値となっている。なお、単年度で比較してみると、当年度は9.73369％で、前年度に比べ0.7ポイント低下している。

実質公債費比率算定の内訳

(単位：千円、％)

区 分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
A 地方債元利償還金	4,154,182	3,909,746	4,026,976
B 準元利償還金	1,471,649	1,542,266	1,741,795
C 特定財源	248,758	80,789	43,803
D 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,065,072	3,995,081	4,173,856
分子合計 (A+B) - (C+D)	1,312,001	1,376,142	1,551,112
E 標準財政規模	17,544,047	17,149,098	17,134,205
D 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,065,072	3,995,081	4,173,856
分母合計 (E-D)	13,478,975	13,154,017	12,960,349
実質公債費比率 (単年度)	9.73369	10.46176	11.96813

ア 地方債元利償還金、準元利償還金の状況について

地方債元利償還金及び準元利償還金は 5,625,831 千円で、前年度に比べ 173,819 千円（3.2％）の増加となっている。これは主として、地方債元利償還金（一般会計等）の増加によるものである。

地方債元利償還金、準元利償還金の状況

（単位：千円、％）

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	増減額	増減率
地方債元利償還金（一般会計等）（※1）	4,154,182	3,909,746	244,436	6.3
準 元 利 償 還 金 （ ※ 2 ）	1,471,649	1,542,266	△70,617	△4.6
水 道 事 業 会 計	221,670	254,486	△32,816	△12.9
工 業 用 水 道 事 業 会 計（※3）	—	0	—	—
病 院 事 業 会 計	333,115	328,480	4,635	1.4
下 水 道 事 業 会 計	855,919	891,795	△35,876	△4.0
一 部 事 務 組 合	60,945	67,505	△6,560	△9.7
公債費に準ずる債務負担行為額	0	0	0	—
合 計	5,625,831	5,452,012	173,819	3.2

※1 地方債元利償還金は、一般会計などの公債費である。

※2 準元利償還金は、主として公営事業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰出金や将来の支払いを約束した債務負担行為額である。

※3 工業用水道事業会計は、令和 6 年度末をもって廃止。

イ 特定財源の状況について

地方債元利償還金から控除される特定財源は 248,758 千円で、前年度に比べ 167,969 千円（207.9％）の増加となっている。これは、主として、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金によるものである。

特 定 財 源 の 状 況

（単位：千円、％）

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	—
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	130,978	13,978	117,000	837.0
公 営 住 宅 使 用 料	39,810	31,671	8,139	25.7
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	0	0	0	—
そ の 他	77,970	35,140	42,830	121.9
合 計	248,758	80,789	167,969	207.9

※特定財源は公債費に充当されているものである。

ウ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額の状況について

地方債元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は 4,065,072 千円で、前年度に比べ 69,991 千円（1.8％）の増加となっている。これは、災害復旧費等に係る基準財政需要額の増加によるものである。

元利償還金等に係る基準財政需要額算入額の状況

（単位：千円、％）

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（※ 1）	524,577	572,111	△47,534	△8.3
災害復旧費等に係る基準財政需要額（※ 2）	3,333,819	3,211,183	122,636	3.8
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金（※ 3）	206,676	211,787	△5,111	△2.4
合 計	4,065,072	3,995,081	69,991	1.8

※ 1 道路橋りょう費や下水道費の地方債償還金が主なものである。

※ 2 過疎債、合併特例債償還金を含むものである。

※ 3 病院事業債償還金などである。

(4) 将来負担比率

一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、比率は次の算式による。

・ 早期健全化基準	350.0％
・ 財政再生基準	—％

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能な財源（基金・特定歳入等） B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 D}} \times 100$$

将来負担比率は、次表のとおりである。

（単位：％、ポイント）

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	増減
将来負担比率（A－B／C－D）	81.9	88.1	△6.2

将 来 負 担 比 率 算 定 の 内 訳

(単位：千円、%)

区 分		令和 7 年度	令和 6 年度	増減額	増減率
A	将来負担額	55,601,624	55,367,995	233,629	0.4
B	充当可能な財源	44,552,517	43,776,812	775,705	1.8
分子 計 (A-B)		11,049,107	11,591,183	△542,076	△4.7
C	標準財政規模	17,544,047	17,149,098	394,949	2.3
D	元利償還金等に係 る基準財政需要額 算入額	4,065,072	3,995,081	69,991	1.8
分母 計 (C-D)		13,478,975	13,154,017	324,958	2.5

令和 7 年度の将来負担比率は 81.9%で、前年度に比べると 6.2 ポイント低下している。当年度の指数は、財政の健全化を示す早期健全化基準（350.0%）を下回った数値となっている。この数値は、低い方が将来の財政を圧迫する可能性が低いと言える。

ア 将来負担額の状況について

将来負担額は 55,601,624 千円で、前年度に比べ 233,629 千円（0.4%）の増額となっている。これは主に、地方債の現在高や組合負担等見込額の増額によるものである。

将 来 負 担 額 の 内 訳

(単位：千円、%)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	増減額	増減率
地 方 債 の 現 在 高	35,044,338	34,314,631	729,707	2.1
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	—
公 営 企 業 債 等 繰 入 見 込 額	15,007,899	16,073,632	△1,065,733	△6.6
組 合 等 負 担 等 見 込 額	1,138,996	815,390	323,606	39.7
退 職 手 当 負 担 見 込 額	4,410,391	4,161,670	248,721	6.0
設 立 法 人 の 負 債 額 等 負 担 見 込 額	0	2,672	△2,672	皆減
連 結 実 質 赤 字 額	0	0	0	—
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	—
合 計	55,601,624	55,367,995	233,629	0.4

イ 充当可能な財源の状況について

充当可能な財源は 44,552,517 千円で、前年度に比べると 775,705 千円（1.8%）増加している。これは主として、充当可能な特定歳入の増加によるものである。

充 当 可 能 財 源 等 の 状 況

（単位：千円、%）

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	増減額	増減率
充当可能な基金（※1）	6,393,114	5,750,371	642,743	11.2
充当可能な特定歳入（※2）	1,818,595	697,806	1,120,789	160.6
うち都市計画税	0	0	0	—
基準財政需要額算入見込額（※3）	36,340,808	37,328,635	△987,827	△2.6
合 計	44,552,517	43,776,812	775,705	1.8

※1 地方自治法第 241 条に規定する基金であって、現金・預金・国債等で保有しているもの。

※2 地方債の償還に充当することができる国・県等からの補助金、公営住宅の賃借料及び都市計画税などを対象としている。

※3 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政需要を合理的に算出した額のうち、公債費等について国の定めた算定額を財政需要額へ算入するもの。

第 6 まとめ

1 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額の合計は 464,243 千円の黒字となっているので、該当する数値はない。

2 連結実質赤字比率について

雲南市の連結実質収支額の合計は 4,697,842 千円の黒字となっているので、該当する数値はない。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、地方公共団体の赤字の程度を指標化したもので、当年度の実質収支額は黒字であり、国の定める適正基準の範囲内となっている。

3 実質公債費比率について

実質公債費比率は10.7%で、前年度に比べ0.4ポイントの低下となっており、早期健全化基準（25.0%）を下回った数値となっている。

実質公債費比率の推移

（単位：％）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実質公債費比率	11.1	10.9	11.2	11.1	10.7

4 将来負担比率について

将来負担比率は81.9%で、前年度に比べ6.2ポイント低下しており、早期健全化基準（350.0%）を下回った数値となっている。

将来負担比率の推移

（単位：％）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
将来負担比率	98.0	95.7	92.1	88.1	81.9

第7 審査意見

財政の健全化判断を示すいずれの比率についても、国の定める適正基準の範囲内となっており、特に指摘すべき事項はない。実質公債費比率は3ヵ年平均で算出され、令和6年度より低下した。しかしながら、当面の間は上昇基調であることは変わっていないため、地方債発行の抑制を図り、繰上償還を行うなど健全財政の維持に努められたい。